

○上越市物品入札参加資格審査規程

平成元年1月26日

告示第5号

改正 平成12年3月30日告示第79号

平成14年11月28日告示第253号

平成16年9月30日告示第277号

平成17年3月24日告示第158号

平成17年12月28日告示第796号

平成20年1月11日告示第7号

平成20年12月16日告示第603号

平成23年7月25日告示第316号

平成23年12月14日告示第506号

平成26年9月24日告示第428号

平成29年7月4日告示第329号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する物品の製造の請負又は購入について競争入札(以下「入札」という。)に参加する者の資格等について必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができる者)

第2条 入札に参加することができる者は、施行令第167条の4第2項各号にいずれにも該当しない者及び次の各号のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格(以下「資格」という。)を認められたものとする。

- (1) その営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 資格審査の申請を行う日において、引き続き1年以上営業を営んでいない者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者(以下単に「役員」という。)をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴

力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

(資格審査の申請)

第3条 入札に参加しようとする者は、平成21年を初年として3年目ごとの8月1日から同月31日までの間（以下「提出期間」という。）に、物品入札参加資格審査申請書（第1号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に資格審査の申請をしなければならない。ただし、提出期間後においても市長が特に必要と認めるときは、資格審査の申請をすることができる。

(1) 希望業種表（第2号様式）

(2) 直前の事業年度に係る消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 使用印鑑届（第3号様式）

(4) 委任状

(5) 営業に係る登録、認定又は許可に係る書面の写し

(6) 暴力団等の排除に関する誓約書

(7) 個人の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 直前の事業年度に係る確定申告書

イ 直前の事業年度に係る納税状況の調査に関する承諾書（本市に住所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書）

(8) 法人の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 直前の事業年度に係る決算書

イ 登記事項証明書

ウ 本店営業所位置図

エ 直前の事業年度に係る納税状況の調査に関する承諾書（本市に営業所を有しない者にあつては、所得税又は法人税の納税証明書）

(資格審査等)

第4条 市長は、前条に規定する資格審査の申請があつたときは、これを審査し、資格を有すると認めるときは、物品入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するもの

とする。

(資格の有効期間)

第5条 資格の有効期間は、第3条本文の規定により提出期間内に申請を行った者にあつては当該申請を行った年の10月1日から同日から起算して3年を経過した日まで、同条ただし書の規定により提出期間後に申請を行った者にあつては資格の認定を受けた日から同条本文の規定により申請を行った者に係る有効期間の末日までとする。

(参加資格の承継)

第6条 市長は、資格の認定を受けた者に営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続があつた場合で営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続を受けた者が営業又は事業の全部又は一部を承継したと認めるときは、当該者に資格を承継させることができる。ただし、当該営業又は事業を承継する者が第2条各号に掲げる者である場合は、この限りでない。

2 前項の規定により資格の承継を受けようとする者は、物品入札参加資格承継申請書(第4号様式)に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 営業譲渡、事業譲渡、合併又は相続の事実を証する書面
- (2) 法人の場合にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人の場合で本市の住民基本台帳に記載されていない者にあつては、住民票
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、資格の承継を認めるときは、名簿に登載するものとする。

4 資格を承継した者は、第2条の規定にかかわらず、同条第2号の規定に該当する場合であっても、次回の資格審査を受けることができるものとする。

(変更の届出)

第7条 資格の認定を受けた者は、第3条の規定により申請をした事項に変更があつたときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる変更事項の区分に応じ同表の右欄に定める書類のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。

変更事項	書類
商号若しくは名称又は住所若しくは所在地	登記事項証明書、暴力団等の排除に関する誓約書、委任状
氏名又は法人の代表者の氏名	個人にあつては身分を証する書類、法人にあつては登記

	事項証明書、暴力団等の排除に関する誓約書、委任状
営業所の名称又は所在地	登記されている営業所にあつては登記事項証明書
希望業種	希望業種表（第2号様式）
印鑑	使用印鑑届（第3号様式）、委任状
受任者の商号若しくは名称、住所若しくは所在地、氏名若しくは法人の代表者の氏名又は連絡先	委任状
営業内容についての重大な事項	営業内容の変更を証明する書類

（廃業等の届出）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、直ちに廃業等届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で資格の認定を受けたものが死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併その他の理由により消滅し、又は解散したとき その役員であつた者、破産管財人又は清算人
- (3) 営業の全部を廃止したとき 個人の場合は当該個人、法人の場合はその役員  
（資格の取消し）

第9条 市長は、資格の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があつたとき。
- (2) 第2条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) その営業に関し必要な許可、認可等の取消しを受けたとき。
- (4) 虚偽又は不正な方法により資格の認定を受けたことが明らかになつたとき。

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、名簿から消除するとともに、当該者にその旨を通知するものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（適用区分）

- 1 上越市物品入札参加資格審査規程等の一部を改正する規程（平成23年上越市告示第506号）第1条の規定による改正後の上越市物品入札参加資格審査規程の規定は、平成24年4月1日以後に名簿に登載する者に係る資格について適用し、同日前に名簿に登載する者に係る資格については、なお従前の例による。

(平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間の資格の特例)

2 平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間に名簿に登載する者の資格に係る第2条、第3条及び第6条の規定の適用については、第2条第2号中「7月1日」とあるのは「前年の12月1日」と、第3条中「平成21年を初年として3年目ごとの8月1日から同月31日まで」とあるのは「平成21年1月15日から2月16日まで」と、第6条中「10月1日から同日から起算して3年を経過した日まで」とあるのは「平成21年4月1日から平成23年9月30日まで」とする。

制定文(抄)

平成元年2月1日から実施する。

改正文(平成12年告示第79号)抄

平成12年4月1日から実施する。

改正文(平成14年告示第253号)抄

平成14年12月1日から実施する。

改正文(平成16年告示第277号)抄

平成16年10月1日から実施する。

改正文(平成17年告示第158号)抄

平成17年3月24日から実施する。

改正文(平成17年告示第796号)抄

平成17年12月28日から実施する。

改正文(平成20年告示第7号)抄

平成20年1月15日から実施する。

改正文(平成20年告示第603号)抄

平成21年1月15日から実施する。

改正文(平成23年告示第316号)抄

平成23年7月25日から実施する。

改正文(平成23年告示第506号)抄

平成23年12月15日から実施する。

改正文(平成26年告示第428号)抄

平成26年10月1日から実施する。

改正文(平成29年告示第329号)抄

平成29年8月1日から実施する。

第1号様式(第3条関係)

物品入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者 郵便番号  
 所在地(本社)  
 (フリガナ)  
 商号又は名称  
 代表者氏名 ㊟  
 電話番号  
 F A X 番号  
 メールアドレス @

上越市で行われる物品の購入及び役務の提供に係る指名競争入札等への参加を希望するので、参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 申請区分 ①新規 / ②更新
- 2 入札への参加を希望する種類
- 3 経営の概要

創業した年	直前決算時の年間売上高	直前決算時職員数	障害者雇用
	千円	人(※ 人)	有り(人数 人) 無し

4 新潟県内の営業所

名称	代表者氏名	所在地	電話及びFAX番号

5 新潟県内の官公庁における契約実績

契約先	主な契約物品又は役務	契約金額	契約年月
		円	年 月
		円	年 月
		円	年 月
		円	年 月
		円	年 月

6 アピール項目(特約・代理店契約の有無や取扱可能メーカー、保有許認可など自由記載)

--

第2号様式(第3条、第7条関係)

希望業種表

希望順位欄に希望する順位の数字を記入してください。(記入可能な上限順位は、第8位までとします。)

備品・消耗品

種類	発注品の例示	希望 順位	コード	種類	発注品の例示	希望 順位	コード
軽印刷	封筒、チラシ等			自動車 関連備 品	カーナビ、ETC等		
伝票印 刷	複写伝票(カーボン 紙・感熱紙)等			厨房機 器	業務用シンク・冷蔵 庫、給食用食器等		
単色冊 子の印 刷	予算書、決算書、事 業計画書等			ガス機 器	ガス給湯器、フライ ヤー、ガスストーブ 等		
フルカ ラー印 刷	パンフレット、ポス ター、冊子等			水周り 用品	トイレ、浴用機器等		
シール ・ラベ ル印刷	シール、ラベル			理化学 機器	水、大気の分析機器 等		
特殊印 刷	精密地図・図面、青 写真等			計測機 器	水道メーター、音響 測定器		
フォー ム印刷	連続伝票、OCR・OMR 帳票、圧着ハガキ等			産業機 器	環境施設関連機械・ 器具等		
文房具	ファイル、ペン、定 規等			コンテ ナハウ ス	ユニットハウス、物 置等		
用紙	洋紙、和紙、ボール 紙、加工紙等			消火器	消火器		
印章	作成印等			消防機 器類	消防ポンプ・ホース 等		
オフィ ス家具	事務用の机・イス・ 棚、ホワイトボード 等			消防用 品	消防団用被服等		
OA機器	パソコン、プリン ター、ファックス・ コピー機、ソフトウ ェア等			備蓄食 料	非常用食料、非常用 飲料水等		
トナー カート リッジ	(新品・リサイクル) トナーカートリッジ			防犯用 品	防犯用カメラ、火災 報知器等		
教材	小中学校教具、保育 教具、知能検査用具 等			医療機 器	心電計、AED、内視鏡 等		

遊具・玩具	すべり台、ブランコ等			医薬品	医療用医薬品、スミチオン・オルソ剤等		
書籍	教材図書、教材CD・DVD等			衛生用品	紙おむつ、包帯、ガーゼ等		
学校家具	園児・生徒用の机・イス等			介護用品	車イス、介護ベッド等		
楽器類	グランドピアノ、ホルン、楽譜等			工業薬品	次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、尿素水等		
ミシン	家庭科用ミシン			農業薬品			
スポーツ用品	学校体育備品、スポーツ関連備品等			被服繊維	作業着、帽子、毛布等		
レジャー用品	釣り具、キャンプ用品等			靴・カバン			
一般生活家電	洗濯機、エアコン、テレビ等、石油ストーブ等			石油類	ガソリン、潤滑油		
携帯電話				プロパン			
カメラ	デジタルカメラ、写真現像			園芸	種、苗、肥料、肥料袋等		
特殊電気製品	配電盤、スポットライト、業務用音響設備等			飼料	水族館用餌、動物飼料		
看板類	看板、旗、のぼり、垂れ幕等			食料品	学校給食物資		
カーテン類	カーテン、ブラインド等			日用品	ポリ袋、トイレットペーパー、荒物等		
家具	木工家具、図書館用書架、建具等			贈答品	記念品、トロフィー等		
自動車	普通乗用車、軽自動車、バス、トラック等			鋼材	鋼材、鋼管、グレーチング等		
二輪車	オートバイ、自転車			アスファルト	アスファルト、コールタール等		
船舶	救助用ゴムボート等			セメント	セメント、石灰等		
タイヤ	スタッドレスタイヤ等			砂利	土砂、砕石等		
特殊自動車	大型ロータリー除雪車、除雪ドーザ、建設重機類			標識	道路標識、スノーポール等		
農機具類	小型除雪車、草刈機、発電機等			諸材料	木杭、塗料、ガラス、防雪柵、ベンチフリューム等		



上記に当てはまらない備品・消耗品の受注を希望する場合は下記に記入してください。	希望 順位	コード

リース・レンタル  
事業として営んでいる場合のみ希望してください。

種類	発注品の例示	希望 順位	コード
リース	事務機器、OA機器、ソフトウェア、車両等		
レンタル	建築資材、催事関係備品等		

役務の提供

種類	希望 順位	コード
建物の受付(管理人)		
建物の清掃		
建物の人的警備		
建物の機械警備		
貯水槽の清掃・点検		
浄化槽の清掃・点検		
空調衛生設備の保守点検		
防災設備の保守点検		
エレベータリフトの保守点検		
自動ドア等の保守点検		
通信機器の保守点検		
樹木・庭園の維持管理		
下水道処理施設の維持管理、管渠清掃等		
広告の企画、催事の企画運営等 看板道路標識等のデザイン・作成・設置等		
一般廃棄物の収集・運搬・処理		
産業廃棄物の収集・運搬・処理		
電算システムの企画・設計・開発		
電算機器の保守・運用		
車両の車検・整備		

上記に当てはまらない役務の受注を希望する場合は下記に記入してください。	希望 順位	コード

第3号様式(第3条、第7条関係)

使 用 印 鑑 届

使 用 印



実 印



上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所 (所 在 地)

商 号 又 は 名 称

氏 名 (代 表 者 氏 名)



(注) 入札、契約等について登記所へ提出した印鑑又は登録印鑑以外の印鑑を使用する場合のみ提出のこと。

第4号様式(第6条関係)

*受付番号					
-------	--	--	--	--	--

物品入札参加資格承継申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)  
商号又は名称  
氏名(代表者氏名) ㊟

の営業又は事業に係る権利義務の(全部・一部)を承継し、貴市の物品購入(物品の製造の請負)の入札に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 譲渡人(被相続人)の住所(所在地)及び商号又は名称(氏名)

2 承継した営業又は事業の分類等

3 承継年月日 年 月 日

4 承継の理由

\*印欄は、記載しないこと。

第5号様式(第7条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したのでお届けします。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	備 考

年 月 日

(宛先)上越市長

住 所 ( 所 在 地 )  
商 号 又 は 名 称  
氏 名 ( 代 表 者 氏 名 )



第6号様式(第8条関係)

*受付番号					
-------	--	--	--	--	--

廃業等届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)  
商号又は名称  
氏名(代表者氏名)



廃業した  
次のとおり  
入札参加資格を辞退する  
ので届け出ます。

1 届出事由 死亡・合併・廃業

2 届出事由発生年月日 年 月 日

\*印欄は、記載しないこと。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条、第7条関係）

第3号様式（第3条、第7条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）